

# イランの核開発疑惑と核兵器不拡散体制

(同志社大学一神教学際研究センター・2010年7月31日・木村修三)

## 1. 疑惑発覚(2002年8月)前のイランの核開発の概況

### (1) シャー・パハーレビーの野心的な計画

①王政時代に米はイランを湾岸における最も忠実な「憲兵」役と位置づけて全面的に支援、②イランは米と57年「原子力協力協定」を結び米の協力で59年テヘランに初の研究用原子炉建設、米は濃縮ウランを提供、③68年イランはNPTに署名、70年に批准、④74年に「原子力庁」(AEOI)創設、⑤75年米と「新原子力協力協定」を結び全土に発電炉22基(総発電量3万2,400メガワット)建設という大規模な計画に着手、⑥その内の8基は約70億ドルで米企業に発注契約、他に西独・仏などとも発注契約、⑦最初に着工されたのは西独ジーメンス社による南部ブシェールの発電炉2基

### (2) 疑惑を生んだ計画の規模の大きさとシャーの弁明

①原油の確認埋蔵量世界4位、天然ガス埋蔵量世界2位のイランになぜかくも大規模な原発計画が必要なのか、核武装化を狙っているのではないかとの疑惑、②これに対しシャーは、a)いずれ枯渇を免れない石油資源の利用期間をできる限り長引かせる、b)石油はできるだけ石油化学工業に振り向ける、c)海水淡水化のために大量の電力が必要、などの理由を挙げて疑惑を全面的に否定(→現イラン政府の弁明との共通点)、③シャーは71年イラン国会で「中東非核地帯化」を提唱、74年にイランは国連でも正式に提案

### (3) 革命と戦争による挫折から再開へ

①イスラム革命後の混乱とイラクとの戦争により計画は頓挫し、約7割方工事が進んだブシェールの原発はイラクによる爆撃で大破、②戦争で極度のエネルギー不足と科学技術不足を痛感したイラン政府は85年に原発計画の再開を決定、③革命後のイランを敵視する米がイランへの経済・技術協力に反対、核分野での協力にはとくに強硬に反対したため西独など西側の企業はすべて協力を拒否、④やむなくイランはソ連(ロシア)と中国に接近、ロとの間には8億ドルでブシェールの原発2基を完成させる契約を締結

## 2. 未申告の核施設・活動の暴露とIAEAの対応

### (1) 在外反体制派による暴露と動かし難い証拠の提示

①「イラン国民抵抗評議会」(NCRI)が02年8月ワシントンでの記者会見でイランにはIAEAに未申告の二つの核施設(ナタンズの核燃料製造施設とアラークの重水施設)があることを暴露、②米の核問題研究機関「科学・国際安全保障研究所」(ISIS)が衛星写真を添えた詳細な報告書を発表してそれを裏付け、③イラン政府も事実を認めざる

を得なくなり IAEA の査察受け入れに同意

## (2)査察結果に基づくエルバラダイ事務局長の IAEA 理事会への報告

<03年6月の報告>①イランが91年に天然ウラン1,800kgを輸入した事実、②これらの輸入した天然ウランの精錬や用途に関する活動、③核関連物資を受理・保管・転換・再処理する施設（テヘランの多目的研究所、イスファハンの核燃料製造施設、ナタンズのウラン濃縮施設、アラークの重水施設）とそれらの活動につきイランはIAEAに「申告すべき義務を果たしてこなかった」、④それゆえイランはIAEAと「追加議定書」を締結してさらに詳細な査察を受けるべきである

<03年8月の報告>①イランは85年から遠心分離法によるウラン濃縮実験を行っていた事実、②濃縮のための器具を85年から97年にかけて仲介者を通じ外国から輸入していた事実を認めた、③ただしイランはそれらがあくまで核平目的のためと主張、査察団も軍事転用されたという証拠をつかんではいない

## (3)IAEA 理事会での相次ぐ非難決議と EU3（英仏独）の調停工作

①IAEA 理事会は03年9月、米などの強い要求を受け、イランに核施設・活動の完全な透明性の保障とウラン濃縮・再処理関連活動の全面停止を求める決議を採択、②イランは同決議の後段部分は NPT 加盟国に認められた核平和利用活動についての「奪い得ない権利」を侵害するものとして激しく反発、③EU の主要3国（英仏独=EU3）外相が事態打開のため03年10月テヘランを訪問、イランとの間に「テヘラン合意」が成立（a. イランは平和目的の核開発活動の権利を有するが、ウラン濃縮・再処理関連活動を「自発的」に停止する、b. イランは「追加議定書」に署名しその批准手続きを進めるとともに批准前にもその暫定適用に同意する、c. イランの核疑惑解消後3国はイランに核を含むさまざまな分野で経済・技術協力を行う）、④これを受けてイランは「追加議定書」に署名し批准前の暫定適用にも同意、⑤ところがイランがその後も天然ウランから六フッ化ウランへの転換作業を続け、それは「転換」であって「濃縮」ではないと主張したことから、IAEA 理事会は03年11月から04年9月にかけて4度にわたりイラン非難決議を採択、⑥これにイランが激しく反発して緊張が高まったため EU3 は再び調停に乗り出し、04年11月「パリ合意」が成立（a. イランは「自発的」な信頼醸成措置として濃縮・再処理関連活動を停止する、b. その停止は相互に受け入れられる「長期協定」のための交渉が行われている間続けられる、c. その「長期協定」にはイランの核活動がもっぱら平和目的であるという客観的保障、イランに対する経済・技術協力及びイランの安全保障に関する確たる保障を含むものとする）

## 3. 保守強硬派アフマディネジャド政権の登場と対立の激化

### (1)ハタミ政権への改革派の期待と失望・保守派の反発

①97年に進歩派や改革派の大きな期待を背負って大統領に当選したハタミは「文明間の対話」の提唱など積極的な平和友好外交路線を展開、②米クリントン政権も政権末期の2000年3月オルブライト国務長官の演説で米がモサデク政権転覆など過去に過ちを

犯した事実を認めて対イラン制裁を一部緩和するなど、米伊関係に一定の前進が見られた、③01年9月の同時多発テロ後アフガンにおけるタリバン政権打倒と新政権樹立をめぐり米伊間に共通の利益に基づく交渉が進展、④しかしブッシュ政権が02年1月の年頭教書でイランを「悪の枢軸」と決めつけたことがイラン国内の改革派を失望させ保守派を勢いづける結果となる、⑤そのため04年2月の総選挙で保守派が圧勝を収めたイラン国会はIAEAの「追加議定書」の批准を拒否、⑥とくに米の対イラク戦争政策とブッシュ政権内部の有力者による対イラン「政権転覆政策」の主張がイラン保守派に大きな敵意と恐怖心を生む、

## (2)アフマディネジャドの大統領当選と「パリ合意」の瓦解

①05年6月に行われた大統領選挙で保守強硬派のアフマディネジャド前テヘラン市長が当選(8月3日就任)、②後に同大統領は「イスラエルは地図から消し去られるべきだ」「ホロコーストは作り話だ」などの暴言を吐いて世界中から非難を浴び、イラン国内でも批判を受ける、③05年8月、EU側が「パリ合意」で謳われた「長期協定」案をイラン側に提示したが、その中にく<a. イランは自前の核燃料サイクル樹立を求めべきではなく、ウラン濃縮・再処理関連活動は永続的に停止すべきだ、b. 05年末までに「追加議定書」の批准を了するとともに批准前の暫定適用も継続すべきだ、c. イランはNPTから脱退しないことを約束すべきだ>という要求が盛り込まれた半面、イラン側に約束した代償が不十分かつ抽象的であったことにイランは激しく反発、④イランはこれをEUが米の圧力に屈した結果だと捉えてウラン転換活動の再開と「追加議定書」の暫定適用停止を決定したことから「パリ合意」は瓦解、⑤05年9月国連総会で演説したア大統領は「核兵器はイスラムの教えに反するゆえにイランはそれを追求しない」と述べつつ、核燃料サイクル樹立の権利をイランにだけ認めないのは「核アパルトヘイト」だと非難、⑥イラン国会は05年11月21日、もしイランの核問題が安保理に付託されるならばイランはウラン濃縮活動を直ちに再開し「追加議定書」の適用を永続的に停止すべきだという旨の法案を可決

## (3)国連安保理での相次ぐ制裁決議とイランの挑戦的活動のエスカレート

①その後再度のIAEA理事会決議に反してイランが濃縮・再処理関連活動を続け、かつ「追加議定書」の適用を拒んだことから、06年3月8日IAEA理事会は問題を国連安保理に付託することを決定、②安保理は06年3月29日、イランに対しIAEA理事会決議で求められた事項を速やかに履行すべきことを求める議長声明を採択、③これに反発したイランは06年4月11日、原子炉の燃料に必要な3.5%のレベルにまでウランを濃縮する実験に成功した旨を発表、④この間、安保理常任理事国にドイツを加えた6カ国(P5+1)とイランとのあいだで妥協点を探る交渉が続けられ、06年6月にP5+1側が濃縮活動停止と引き換えに軽水炉原発の建設支援や核燃料供給の保証、欧米からの民間機輸出容認などを含む「包括的見返り案」を提示したが、イラン側はあくまで自前の核燃料サイクル保持の権利を主張して受け入れず、⑤そこで安保理は06年7月31日、イランに対し実験を含むあらゆる濃縮・再処理活動を停止することを求め、それに従わない場合は憲章第41条に基づく制裁措置をとる旨の決議1696を採択(賛成14、

反対1=カタール)、⑥しかしイランが3.5%への濃縮活動を続行し、しかもその規模を次第に拡大したことから、安保理は06年12月から08年9月にかけて4度にわたって決議を採択、その内の3決議は具体的な制裁措置を盛り込む

#### (4)安保理決議による制裁の概要とイランの反応

＜06年12月23日の決議1737、全会一致＞

イランに対しすべての濃縮・再処理関連活動の停止を求めるとともに、国連加盟国に対し、①濃縮・再処理・重水・弾道ミサイル計画に関連する物資・機材・技術のイランへの輸出や移転の禁止、②これらの計画に関わるイランの10団体と個人12名の在外資産の凍結、③これらの計画に関わる個人12名の自国領域通過に対する監視の強化、などを求める、④これに対しイランのモッタキ外相は安保理で「イランは濃縮活動を停止することはない」と宣言

＜07年3月24日の決議1747、全会一致＞

①在外資産凍結の対象に新たに13団体と15名を追加、②加盟国に対しイランへの武器輸出と新規の経済協力の自制を求める、③これに対しア大統領は07年4月9日ナタンズで「イランはいまや産業規模で核燃料の生産が可能な体制に入った」と演説、④イランが安保理決議無視を続けたにもかかわらず、その後1年近く安保理決議がなかったのはロシアと中国が制裁強化に反対したのに加え、07年12月に発表された米政府の「国家情報評価」(NIE)報告書が「イランは03年秋から核兵器計画を停止している」と述べたことなどが影響

＜08年3月3日の決議1803、賛成14、棄権1=インドネシア＞

①在外資産凍結の対象に新たに17団体を追加、②加盟国に対しイランへの汎用物資及び汎用技術の輸出自制を求める、③これに対しイランは08年4月8日、すでに遠心分離機3,000基を設置しているナタンズのウラン濃縮施設に新たに6,000基を設置する計画を発表

＜08年9月27日の決議1835、全会一致＞

①この決議には新たな制裁措置は加えられず、②イランのウラン濃縮活動が拡大していたにもかかわらず制裁が追加されなかったのは、ロシアと中国が追加に強く反対したこと、グルジア問題をめぐって米ロ関係が冷却したなどの影響による

## 4. 米オバマ政権の登場とアフマディネジャド再選後の新展開

### (1)イランへの直接対話を呼びかけたオバマ大統領

①オバマは就任直後からイランと無条件で直接対話を行うと宣言していたが、ペルシャ暦の新年に当たる09年3月19日にビデオ演説で、「イランの国民と指導者」に「建設的な対話」を呼び掛けた、②オバマは初の中東訪問の途次09年6月2日、BBC放送との会見で「イランは潜在的に強力で繁栄可能な国であり、もし他国に比べ差別的扱いを受ければいきり立つのは当然であろう」と述べた、③イランの大統領選挙の「不正」をめぐりイラン国内で抗議運動が全国的に高まったのにもオバマは暫く「静観」を貫く(米

の上下両院がイラン政府非難決議をした後によろやくオバマは「力によるデモ制圧」を非難)

## (2)オバマが打ち出した新核政策のなかの NPT 体制関連部分

①「核のない世界」をめざすプラハ演説(09年4月5日)で具体的課題の1項目に「NPT体制の強化と違反国への厳しい対応」を挙げる、②オバマの主導による安保理核サミット(09年9月)の決議に「NPT未加盟国への加盟要請」「追加議定書の普遍化」を盛り込む、③10年4月6日の「核態勢見直し報告」(NPR)で「核不拡散義務を遵守するNPT加盟国へは核を使用しない」(ノー・ユース)と宣言(例外として北朝鮮とイランの国名を挙げる)、④米ロが新核軍縮条約に調印(10年4月)、⑤オバマの主催による核セキュリティ・サミット(10年4月)の共同コミュニケで「核テロは国際安全保障への最大の脅威」と位置付け(42国参加、北朝鮮とイランは招かれず、イスラエルは招かれたが欠席)

## (3)アフマディネジャドの2期目発足と新たな核施設の発覚

①09年6月の大統領選挙でアフマディネジャド圧勝という開票結果は大規模な不正によるものだと対立候補や改革派陣営が激昂、抗議運動が国全体に拡がり騒乱状態に、②ハメネイ最高指導者は選挙結果を正当と認め革命防衛隊などを動員して改革派・反対派の抗議運動を鎮圧、③アフマディネジャドは8月3日に就任式を行い大統領2期目が発足、④IAEAは09年月9月25日、イランが聖都コム近郊フォルドウに新たなウラン濃縮施設を建設中であることを9月21日に通告してきたと発表、⑤同日の米 국무省発表によれば米欧の情報機関はこの建設のことを数年前から察知していたが、イランは暴露の可能性が出るまで隠ぺいし続けたとの由、⑥これに対しイランは、保障措置協定上、新施設の建設は稼働開始の6カ月前までに通告すればよいものを1年半前に自発的に通告して査察を容認したのだと主張、⑦IAEAは09年10月下旬に新施設を査察、エルバラダイ事務局長は09年11月16日、新施設は遠心分離器が未設置ながら「実用化に近い段階にある」とし「他にも未申告の施設がないか疑問が生じている」との報告書を理事会に提出

## (4)濃縮ウランのスワップ提案

①米の協力で建設されたテヘランの軽水型研究炉は当初は米が19.75%の濃縮ウランを提供して医療用アイソトープを生産していたが、米と国交断絶後はアルゼンチンから提供された濃縮ウランで操業を続けていた、②しかし2010年中には燃料切れとなる見通しから、イランはその燃料確保につき09年6月IAEAに協力を求めた、③エルバラダイIAEA事務局長は09年10月21日、イランが3.5%に濃縮した低濃縮ウラン1.2トン(注)をロシアに一括移送し、ロシアで20%弱に濃縮したのをフランスで燃料棒に加工し、それをテヘラン研究炉の燃料としてイランに再移送するというIAEA作成のスワップ案につきP5+1とイランとが原則的に合意したと発表、④イランが移送する1.2トンはそれまでイランが濃縮した1.5トンの約8割に当たることから核兵器用に転用可能な濃縮ウランを大幅に減らすものと期待された、⑤しかしイラン国内ではラリジャニ国会議長やボルジェエルディ国会外交委員長など有力な政治家から濃縮ウランの国外移送に強い

反対論が起こり、イランは最終回答を引き延ばす、⑥ロイターや CNN などの報道によれば、イランは 09 年 10 月 29 日、低濃縮ウランを国外に移送するのではなく、イラン国内において IAEA 監視の下、第 3 国によってテヘラン研究炉用に 20%弱への濃縮を行うという代案を提示したという、⑦イランの最高指導者ハメネイ師は 09 年 11 月 3 日、「イランは米国により結論があらかじめ定められている交渉に乗るほどお人よしではない」と述べて拒否を示唆、モッタキ外相も 09 年 11 月 19 日、国外移送案を拒否する旨を表明

## 5. イランへの制裁強化と NPT 体制の「二重基準」問題の浮上

### (1)IAEA 理事会の非難決議とイランによる高濃縮活動の開始

①IAEA 理事会は 09 年 11 月 27 日、イランに対し、a) ウラン濃縮活動の停止、b) フォルドウの新濃縮施設の建設中止、c) 同施設設置の目的に関する疑惑解明と他に未申告施設がないことの立証、を求める決議を多数で可決（賛成 25、反対 3＝キューバ・ベネズエラ・マレーシア、棄権 6＝エジプト・トルコ・南アなど、欠席 1＝アゼルバイジャン）、②これに激しく反発したイラン政府は 09 年 11 月 29 日、今後国内に新たに 10 か所のウラン濃縮施設を建設する方針を発表、③IAEA では 09 年 12 月 1 日、日本の天野之弥前原子力担当大使がエルバラダイの後任として事務局長に就任、④イランのア大統領は 2010 年 2 月 7 日、テヘラン研究炉の燃料に用いるためイランが生産した 3.5%の濃縮ウランの一部を 20%弱まで濃縮するようサレヒ原子力庁長官に指示、⑤サレヒ長官は 10 年 2 月 8 日、IAEA へ通告した後ナタンズの濃縮施設で IAEA の査察官立ち会いの下、20%への再濃縮を開始したと発表、⑥オバマ米大統領は 10 年 2 月 9 日、「イランは核兵器化への道を追求しており、国際社会はこれを容認できない」と非難、⑦IAEA の天野事務局長は 10 年 2 月 18 日、理事会への報告の中で「イランが核弾頭開発にからむ秘密裏の活動を行っている可能性がある」との懸念を事務局長報告として初めて表明、これに対しイランのソルタニエ IAEA 大使は「根拠のないでっちあげ」と非難、⑧米の「科学・国際安全保障研究所」(ISIS)は 10 年 2 月 11 日、「イランは今後 1 年間で核兵器 1 発分に必要な量の高濃縮ウランを生産する可能性がある」との見通しを発表、⑨カナダのガティーノで開かれた G8 外相会議は 10 年 3 月 30 日、「ウラン濃縮を続けているイランに対しては適切で強い措置をとる必要がある」との議長声明を採択

### (2)イラン・トルコ・ブラジルによるスワップ共同宣言

①イラン・トルコ・ブラジルの 3 国は 10 年 5 月 17 日、イランから低濃縮ウラン 1.2 トンをトルコに移送し、ウィーン・グループ（米・露・仏・IAEA）がテヘラン研究炉の運転に必要な 20%弱の濃縮ウラン燃料棒 120 kg を 1 年以内にイランに供給するという内容の共同宣言を発表（5 月 24 日に書面で IAEA に通告）、②宣言では「すべての NPT 加盟国に認められた核エネルギーの開発・研究・生産・利用（ウラン濃縮を含む）の権利を想起しつつ」と謳っており、IAEA 理事会および国連安保理による「いっさ

いの濃縮活動停止要求」とは反する、③米欧側はこれをイランが制裁強化を避けるための策略と非難、しかしトルコとブラジルがイランと同調したことは NPT の差別的運用（「二重基準」）に対する不満が欧米以外の NPT 加盟国間に根強いことを示す

### (3)NPT 運用再検討会議で「中東非核化」が焦点の一つに

①10年5月3日から28日までNYの国連本部で開かれたNPT運用再検討会議では、エジプトなどがイスラエルの核の問題を提起して土壇場まで紛糾した、②米は会議冒頭から北朝鮮とイランに対する包囲網を強化するように働きかけたが、イスラエルの核の問題が大きく取り上げられたため、最終文書ではイランを名指しで非難する文言は盛り込まれなかった、③最終文書には、「イスラエル・インド・パキスタンに速やかにNPT加盟を促す」こととともに、「2012年に中東の非核化に関する国際会議を開催する」ことが盛り込まれた、④また米欧が重視した「追加議定書」の普遍化や「NPT脱退への制約強化」は非核兵器国の抵抗が強いため見送られた

### (4)国連安保理による新たな制裁決議

①安保理は10年6月9日、イランに対する新たな制裁を盛り込んだ決議1929を賛成12、反対2（ブラジル・トルコ）、棄権1（レバノン）で採択した、②この決議では、a) 在外資産凍結の対象となる団体・個人を新たに43追加するとともに、b) 加盟国に対し大型通常兵器のイランへの輸出禁止を求める、c) 核関連物資やミサイル関連物資をイランに運んでいるという情報がある場合、船舶所属国の同意を得て公海上で検査を求める、などの制裁措置を盛り込んだ、③ただし制裁強化に消極的なロシアと中国、とくに中国の賛成を得るため、石油製品の禁輸などエネルギー部門は制裁の対象外とされた、④イランのア大統領は決議を「無価値でゴミ箱にすてるだけ」と一蹴、またブラジルのルラ大統領は「今回はイラン側に交渉する意欲があったのに、交渉を望まない側が武力がすべてと考えている」と批判、トルコのダウトール外相も「決議は核問題を平和的に解決する外交努力を害する」と批判、⑤ロシアがこの決議を受け、イランと売買契約を結んでいた対空ミサイルS300の売却を取り止めることとしたため、イランのア大統領はロシアを「アメリカの芝居を演じている」と非難した、

### (5)EUによる独自制裁

①米はすでに「イラン制裁法」をはじめ議会の諸決議、大統領行政命令などによってイランに対し広範な制裁措置を実施してきた、②こうした米の広範な制裁措置に対し従来EU諸国は必ずしも同調的ではなく、むしろ批判的であったが、今回は米の意向に大幅に添う形で独自の制裁措置を実施することとなった、③10年7月26日付のNYタイムズによれば、EUは7月26日にその内容を確定し、7月29日に公表する運びという、④上記報道では、a)イランの石油・ガス産業の基幹部門に対する新規投資・技術支援・機材提供の禁止、b) EU域内におけるイランの特定の銀行の資産凍結と営業制限、c)イランの船舶・航空機の入域制限、d)イランの革命防衛隊関係者に対する査証発給停止と資産凍結、などとなっており、もしこれが完全に実施されればイラン経済に大きな打撃を与える可能性がある、⑤イランのモッタキ外相が10年7月25日、イラン政府は濃縮ウランのスワップに関し交渉を再開する用意がある旨の書簡をすでに天野

IAEA 事務局長に送付した旨を発表したのも、EU の独自制裁への牽制の狙いからかも知れない、⑥IAEA のチュウダー広報官は同日、イランの書簡は米・露・仏・ブラジル・トルコに回付したと発表した、⑦これに先立ち IAEA では 10 年 6 月 10 日の定例理事会で、イスラエルの核の問題が米の強い反対を押し切って 19 年振りに議題として取り上げられた

<主要参考文献>

(日本語)

木村修三「中東の核不拡散問題とイスラエルの核」『国際問題』426号、1995年

木村修三「“国際テロリズム”と“大量破壊兵器の拡散”—二つのキーワードから見たクリントン政権の対イラン政策の問題点—」『姫路法学』34・35合併号、2002年

田中浩一郎「イランの核開発をめぐる諸問題」『中東動向分析』3巻、7号、2004年

木村修三「中東における核拡散問題—イスラエルの核とイランの核をめぐって—」『国際問題』554号、2006年

立山良司「中東における核拡散の現状と問題点」『アジア研究』53巻、3号、2007年

吉村慎太郎「イラン核問題の底流にあるもの」、吉村慎太郎・飯塚央子編『核拡散問題とアジア』国際書院、2009年

木村修三「リビアの大量破壊兵器完全廃棄とその背景」『国際安全保障』37巻、2号、2009年

(英文)

Ali M. Ansal, *Iran under Ahmadinejad*, Adelphi Paper 393, International Institute for Strategic Studies, London, 2007.

Gawdad Bahgat, *Proliferation of Nuclear Weapons in the Middle East*, University Press of Florida, Gainesville, 2007.

Mark Fitzpatrick, *The Iranian Nuclear Crisis : Avoiding Worst-Case Outcomes*, Adelphi Paper 398, 2008.

Casey L. Addis et al, *Iran: Regional Perspectives and U.S. Policy*, CRS Report for Congress, Congressional Research Service, Washington D.C., Oct. 2009.

Judith S. Yaphe, ed., *Nuclear Politics in Iran*, Institute for Strategic Studies, National Defense University, Washington D.C. 2010.

Shayerah Ilias, *Iran's Economic Conditions: U.S. Policy Issues*, CRS Report for Congress, Apr. 2010.

Kenneth Katzman, *Iran: U.S. Concerns and Policy Responses*, CRS Report for Congress, June 2010.

Kenneth Katzman, *Iran Sanctions*, CRS Report for Congress, June 2010.